

文京区監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、定期監査（学校監査）の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和5年3月31日

文京区監査委員	渡部 敏明
同	松本 理恵子
同	海老澤 敬子

令和4年度定期監査（学校監査）結果報告書

1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定、並びに文京区監査基準（令和2年1月監査委員決定）、令和4年度文京区監査基本計画及び令和4年度定期監査実施計画により、令和4年度定期監査（学校監査）を実施した。

2 監査の対象

主として令和3年度及び令和4年度における予算の執行、物品の管理等の財務等に関する事務の執行

3 監査の実施期間

令和4年10月14日から令和5年2月28日まで

4 監査の着眼点

事務の執行について、合規性だけでなく、経済性、効率性、有効性といった観点を重視し、以下の事項に主眼を置いて監査を実施した。

- (1) 予算が適正かつ効果的、効率的に執行されているか。
- (2) 契約手続が適正に行われているか。契約の競争性及び透明性は適切に確保されているか。履行確認は適切か。
- (3) 施設、備品等財産の管理が適切に行われているか。

5 対象校及び実施日程

	対象校	監査実施日
小学校	柳町小学校 *	12月26日（月）
	大塚小学校 *	1月23日（月）
	千駄木小学校	1月13日（金）
	駒本小学校	1月11日（水）
	駕籠町小学校	11月15日（火）
中学校	第三中学校	1月19日（木）
	第八中学校 *	1月16日（月）

* 監査委員監査実施校

6 監査の結果

予算の執行、物品の管理等の財務等に関する事務について、おおむね適正に執行されていると認められる。しかし、一部改善・是正すべき事項として下記のとおり指摘を行うものである。早急に改善のため原因と内部統制の対応も含め報告されたい。

(1) 指摘事項

ア 適正な資金前渡による支出

地方自治法第232条の5第2項において、普通地方公共団体の支出は資金前渡によることが可能となっており、地方自治法施行令第161条、会計事務規則第80条から第85条の3まで、及び第115条の規定に基づき、その会計事務を行わなければならない。

駒本小学校の6年移動教室代替事業の实地踏査に伴う入園料の支出（24,600円）については、实地踏査日に現地にて支払をするため实地踏査前日に資金前渡により受領する手続きを行っていた。しかしながら、当該施設利用にあたり事前に支払を行う必要があったため、当該入園料及び振込手数料（440円）を個人負担した。資金前渡により受けた資金については、实地踏査日に事業者へ支払を行い、負担した入園料は事業者から返金されているが、公費と私費を混在させることは、公正な会計経理を誤らせる原因となり、地方自治法、地方自治法施行令、会計事務規則の趣旨から適切な運用ではない。公金を取り扱う会計事務の重要性を改めて認識し、法令に基づく、適正な会計手続きの徹底を図るとともに、個人負担となっている手数料について適正な処理を行われたい。

（駒本小学校）

イ 現金出納簿の作成等

資金前渡を受けた者は、会計事務規則第115条の規定により、現金出納簿を備えて現金の出納を整理しなければならないとされている。

しかし、柳町小学校の1、2年生活科見学实地踏査に伴う出張者入園料の資金前渡について（4,000円）外5件、駕籠町小学校の6年生移動教室代替事業の実施に伴う児童施設入場料（160,325円）外3件、第三中学校の修学旅行生徒付添に要する介助員の経費の支出について（60,845円）、及び第八中学校の3学年修学旅行に同行する臨時介助員の旅費相当額及び拝観料相当額の前渡金の支出について（54,302円）においては、現金出納簿の作成及び記載がされていなかった。会計事務規則に基づき適正な処理を行われたい。

（柳町小学校、駕籠町小学校、第三中学校、第八中学校）

ウ 廃棄する物品の不用品組替え等

物品の組替え及び不用品の処分については、物品管理規則第28条の規定に基づく組替えを行った上で廃棄の手続を行わなければならない。

しかし、小学校4校、中学校1校の合計9点の物品について、同規則に定める組替え及び廃棄の手続を行わずに当該物品を廃棄し、供用備品現在高調書に登載していたままであった（下表）。これらの登載の誤りは、物品管理規則第24条に定められた供用備品と供用備品現在高調書の照合を実施していれば防げたものである。

供用備品においては、物品管理規則に基づく不用品組替え等の手続を適正に行うとともに、供用備品現在高調書と照合する体制を構築されたい。

品名	点数 (取得価額総額)	学校名
マイクロホン	1点 (40,000円)	柳町小学校
ミシン	1点	

	(56,000 円)	
黒板	1 点 (32,000 円)	大塚小学校
電気掃除機	1 点 (38,000 円)	千駄木小学校
オルガン	1 点 (97,000 円)	
テープデッキ	1 点 (68,000 円)	駕籠町小学校
ストーブ	1 点 (68,000 円)	
ディスクプレイヤー	1 点 (39,200 円)	第三中学校
じゅうたん	1 点 (88,000 円)	